

第5部 社会教育

第1章 平成27年度 社会教育の方針と重点

－方 針－

- ◇ 「清流の国ぎふ」の未来を担う子どもたちに、ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心「清流スピリット」をはぐくむとともに、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する「地域社会人」の育成を推進する。

- ・学校・家庭・地域が連携して子どもたちをはぐくむとともに、地域ぐるみの教育や絆づくりを通して、地域への愛着をもち続ける心の育成を目指す。
- ・読書活動や文化芸術活動を振興し、豊かな心をはぐくむことで、創造性や表現力を高めるとともに、他者とのつながりを持ちながら、相互に理解し尊重し合う土壌を培うことを目指す。

－重 点－

1 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進

(1) 家庭の教育力向上

保護者が家庭教育への関心を一層高め、自らが学び、実践できるようにするため、啓発や各種研修会の開催を推進。

①家庭教育支援条例の理念に基づいた総合的な家庭教育の推進

○関係者、関係団体との意見交換

- ・保護者、学校関係者、地域住民、市町村関係者等との意見交換や県庁内関係各課による部局横断的な連絡会議を開催し、家庭教育を一体的に支援

○家庭教育の重要性及び役割の周知

- ・家庭教育を地域全体で推進するための周知用リーフレットを作成し、保護者、祖父母、地域住民、事業者等へ配布

②各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備の推進

○家庭教育学級リーダー研修の実施

- ・保護者が参加しやすい家庭教育学級の開催方法や取り上げていただきたいテーマの啓発と周知

○家庭教育プログラムの活用

- ・家庭教育学級の企画段階において、テーマが容易に選択でき、参加者自らが主体的に学ぶ力を引き出すことができるプログラムの活用を推進

○「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の展開

- ・家庭教育を実践する日の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進

- ③企業・事業所と連携した家庭教育支援の推進
 - 家庭教育をテーマとした企業内家庭教育研修の実施の働きかけと実施による保護者等の研修受講を促進
- ④P T A 活動への支援及び指導者の資質向上
 - P T A 連合会が実施する家庭教育充実のための事業を支援
- (2) 地域の教育力向上
 - ①放課後子ども総合プランの推進と活動内容の充実
 - 地域で子どもたちを見守り、育む環境をつくるため、市町村が実施する放課後子ども総合プラン推進事業を支援。
 - 指導者や担当者等の資質向上を図る研修内容の充実
 - ・危険予知に関するワークショップや子ども理解に関する課題別ケーススタディ研修等の内容の充実を図る。
 - 市町村が実施する放課後子どもプラン推進事業の支援
 - ・市町村が開催する研修会における研修内容の充実を支援。
 - ②社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
 - 地域で学校の教育活動を支える体制づくりを推進するため、情報提供や学校支援の中核を担う指導者の育成や資質向上を図る。
 - 市町村が実施する土曜日の教育支援体制構築事業の推進
 - ・学校や公民館等を活動場所に、土曜日を中心に地域の人材を活用した体系的・継続的な学習プログラムが実施できるよう、情報の提供と事業推進を支援。
 - 地域で学校を支える人材育成
 - ・コーディネーターの育成と資質向上を図るための研修の実施
 - ・地域における社会教育を推進するため、社会教育団体との連携を図り、活動の活発化への支援
 - 課題を明確にした研修会や研究会の推進
 - ・社会教育主事等研修の実施
 - ・県社会教育推進大会開催の支援
 - 県域の社会教育団体との連携の強化
 - ・公民館連合会、社会教育委員連絡協議会、子ども会育成連合会等が実施する社会教育推進のための事業を支援
 - 公民館活動における家庭・学校・地域社会との連携の推進
 - ・公民館における地域人材を活用した放課後子ども教室や家庭教育学級等の開催を推進
 - 防災キャンプの推進
 - ・学校、P T A、地域自治会等と連携し、学校や公民館等を避難場所と想定した被災時生活体験を実施

2 豊かな心をはぐくむ教育の推進

- (1) ふるさと教育・体験活動の推進
 - 「清流の国ぎふ」への誇りと愛着をはぐくむ地域に根差したふるさと教育の推進
 - ・小中学生を対象に、地域の自然や伝統文化に根ざした人々の暮らしを体験する活動を実施

- ・県内の児童・生徒による「ふるさと教育」の取組や、岐阜県を築いた先人・偉人、自然や歴史に根ざした人々の暮らしなどを学ぶ活動を紹介する「ふるさと教育展」を開催
- (2) 読書活動の推進
- 子どもたちの豊かな人間性を育むため、読書活動を推進
 - ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、平成27年度から5年間にわたる施策の基本的な方針と具体的な方策を示す「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を平成26年度中に策定し、着実に推進
 - ・市町村の読書活動推進計画の策定の推進と策定後の具体的活動の紹介
 - 県内全域にわたる図書館サービスの向上
 - ・県民の自主的な学習活動を支援するため、県図書館が核となり、その専門性、広域性を生かし、相互貸借の充実や書誌情報等の共有など、県外図書館や市町村図書館、学校図書館等との連携を強化

※知事部局等と連携した社会教育の推進

- 家庭の教育力の向上
 - ・岐阜県家庭教育支援条例の制定を踏まえ、家庭教育関連施策を実施する部局横断的な会議を設置し、施策の進捗状況等について情報共有するとともに、保護者、学校関係者、地域住民、市町村関係者等からの意見を参考に、施策のより一層の充実を図る。
- 地域社会の教育力の向上
 - ・青少年の体験活動やボランティア活動の機会や参画する機会の提供、情報提供の充実を図る。
 - ・青少年育成関係団体の主体的活動の支援を関係機関と連携して推進する。
- 県民の生きがいづくり
 - ・児童生徒や県民一人一人が読書活動などを通して、心の豊かさが実感でき生きがいを持つよう関係機関との連携を強化する。

第2章 重点事業の概要

第1節 総合指導

社会教育の振興に果たす県の役割は、市町村を包括する広域の地方公共団体として学習情報の提供、学習成果の評価、関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等の広域連携及び市町村を補完する地方公共団体として支援を行うことにより、県全域の社会教育水準の向上を図ることにある。また、自然愛護や互助の態度、郷土愛のかん養に努める。そのため、次の事項を重点的に推進する。

1 読書活動の推進

- (1) 県図書館における読書活動の推進
- 子どもの読書環境を整えるため、児童生徒用の調べ図書、朝読書用図書のセット貸出、

お話し会や読み聞かせなどの読書活動を推進する。

また、身近な図書館で読みたい本を借りることができるよう、市町村図書館等との相互貸借を充実させる。

(2) 子どもの読書活動の推進計画

「岐阜県子どもの読書活動推進計画」(第三次)に従い、家庭・地域・学校が連携しながら、子どもの想像力を広げ、読解力や論理的に考える力、多様な表現力などをはぐくむ読書活動の推進に努めるとともに、市町村における子どもの読書活動推進計画策定を支援する。

2 青少年体験活動の促進

「清流の国ぎふ」の豊かな自然や歴史・文化を未来に伝える子供を育てるため、ふるさと岐阜を体験する事業を実施するとともに、学校における地域に関する学習の取り組みを発表する「ふるさと教育展」を開催する。

また、学校等で活用できる宿泊施設の情報や、地域資源を活かした体験活動プログラムをホームページ上で紹介し、本県の豊かな自然、歴史、文化、人々にふれる体験や集団共同生活体験などの多様な体験活動の充実に向けた取組みを進める。

3 関係機関の連携強化

社会教育委員や公民館職員及び社会教育団体との連携を図り、地域に根ざした学習活動を促進する。

4 指導者研修の内容充実

多様化し、高度化する住民の学習要求に的確に応えるとともに、社会教育推進に関する知識・技能を備えた社会教育担当職員を養成・確保するため、「社会教育主事等研修」及び「司書等研修」等の内容充実に努める。

5 地域課題の解決を目指す総合的社会教育事業の充実

社会教育にかかわる地域課題の解決には、市町村がその実態に応じた計画的、集中的施策を推進する必要がある。そのため「地区別社会教育委員研修会」等において、具体的な事業成果を交流し、全県的な社会教育水準の向上に努める。

第2節 家庭教育

1 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の推進

岐阜県家庭教育支援条例に定める「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として、各家庭で家族が話し合う機会を増やすために、保護者と子どもが約束ごとを決めて実践する「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進。

2 家庭教育学級リーダー研修会の内容充実

家庭教育推進活動に関わるリーダー等が家庭教育推進活動のねらい及び岐阜県の子どもの現状と課題を理解し、保護者の実態に応じた運営ができるように研修会を開催する。

3 企業・事業所と連携した家庭教育の支援

家庭の教育力向上を図るため、企業・事業所と連携し、社員研修等の場を活用して、家庭教育の学習機会の充実に努める。

第3節 地域教育

1 地域による学校支援の充実

小学校区または中学校区において、地域のコーディネーター、学校支援ボランティアの人材を発掘・育成し、地域全体で学校の教育活動を支援するための体制づくりを推進する。

2 放課後子ども総合プランの推進

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する「放課後子ども教室」と、共働きの家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」との連携と円滑な実施に向けた支援や指導者等の研修等を行い、市町村における放課後子どもプランの着実な推進を図る。

3 土曜日の教育支援体制構築事業の推進

土曜日の子どもたちの過ごし方を充実させるため、市町村が学校や公民館等で、社会人を含めた地域人材を活用し、学習を中心としたプログラムを実施する、土曜日の教育支援体制構築事業を推進する。

4 防災キャンプの推進

学校や公民館等を避難所と想定した被災時生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践し、子どもたちが自らを守る力を身に付けるとともに、地域の人たちと協力することの大切さや地域の一員としての役割意識を高める。

第4節 社会教育施設

社会教育の拠点となる図書館や公民館等の社会教育施設においては、その在り方や果たすべき機能を明確にし、必要な支援及び情報提供を行うことにより、県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実生活に即した文化的教養を高め得るような環境を醸成する。

県内社会教育施設一覧（私立含む）

設置主体 施設の種類の	県立	市町村立	その他	計	備考
公民館	0	309	1	310	平成26年4月1日現在
図書館	1	69	0	70	平成26年4月1日現在
博物館	3	6	2	11	平成26年4月1日現在
青少年教育施設	0	23	1	24	平成26年4月1日現在
視聴覚ライブラリー	1	8	0	9	平成26年4月1日現在

第5節 成人教育

成人による社会教育活動への参加は、単に学習者自身の向上にとどまらず、学習姿勢そのものが、地域社会や家庭、特に青少年の健全育成に及ぼす影響は大きいといえる。そのため、高齢者を含むすべての成人が、社会教育の意義を理解し、学習活動や地域社会の諸活動に積極的に参加するよう、次の事項を重点的に推進する。

1 公民館事業の推進

市町村の住民のため、実際生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業が効果的に実施できるよう次の事業を行う。

また、行政主導による学習機会の提供にとどまらず、社会教育関係団体の自主企画・運営及びNPO、企業、自治公民館等とのネットワークによる事業展開を支援するため特色ある公民館活動等の事例を収集し情報提供を行う。

(1) 地区別公民館研修会

教育事務所管内を1地区1会場として開催し、公民館活動の一層の定着強化及び各公民館の研究実践を情報交流しあい、公民館関係職員の資質向上を図るための研修会を行う。

(2) 第7回 岐阜県社会教育推進大会

- 期 日 平成27年10月2日（金）
- 会 場 多治見市文化会館

2 PTA活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのPTA活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのPTAの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県PTA連合会活動の奨励

県内小中学校のPTAの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校PTA連合会活動の奨励

県内高等学校並びに特別支援学校（高等部）PTAで組織され、それぞれの単位PTAの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。